大阪産（もん）ロゴマークを

利用しませんか！

**大阪産（もん）のロゴマークは、簡単な申請手続きを行うだけで、使用できます。あなたのお店でも、ぜひ、利用してみませんか。**

**ロゴマークを既にご利用いただいている飲食店の方からは、ロゴマークを使うことで、地元大阪で採れた野菜やくだもの、肉、魚などを活かしたお店として親しまれるようになりましたと、喜びの声もいただいています。**

大阪産（もん）って？

**大阪府内で栽培･生産された農林水産物とそれらを原材料にした加工品を大阪産（もん）と呼び、共通のロゴマークを使っています。**



ロゴマークの使用許可申請ができる方は？

**・大阪産（もん）の販売事業者（農林水産物やその加工品）**

**・大阪産（もん）加工品販売事業者（漬物やドレッシング、ジャムなど）**

**・大阪産（もん）を利用したメニューを提供する飲食事業者**

**・大阪産（もん）のＰＲを行う事業者（雑誌、ミニコミ誌など）**

ロゴマーク使用許可を受けたら？

**・大阪産（もん）ロゴマークを店舗の玄関やコーナー、メニュー、チラシ、ホームページ**

**などで利用できます。**

**・ロゴ使用事業者（登録希望者）専用のメールで、大阪産（もん）PRイベントや商談会等への出展案内や、セミナーの開催案内などをお知らせします。ビジネスチャンスの拡大にもつながります。**

大阪産（もん）ホームページ

**・大阪府が運営する大阪産（もん）紹介ページ。大阪産（もん）とは？**

**をはじめ、大阪産（もん）を買うことができるお店や食べることができる**

**お店の紹介、ロゴマークの使用基準、おいしいレシピなどを紹介しています。**

**ホームページアドレス**

**http://www.pref.osaka.lg.jp/ryutai/osaka\_mon/index.html**



**QRコード**

|  |
| --- |
| 【問合せ先】大阪府環境農林水産部流通対策室ブランド戦略推進グループ大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎23階電話 06-6210-9605（直通）http://www.pref.osaka.lg.jp/ryutai/osaka\_mon/ |

